

令和 8 年度 第 6 回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和 8 年 7 月 6 日（月） 9 時 30 分 ～ 11 時 24 分
開催場所	横浜市役所 18 階 なみき 9 ～ 12 会議室
出席委員	奥委員（会長）、中西委員（副会長）、稲垣委員、稲森委員、上野委員、大島委員、酒井委員、田中修三委員、藤井委員、藤倉委員、山口委員、横田委員
欠席委員	片谷委員、菊本委員、田中伸治委員
開催形態	公開（傍聴者 0 人）
議 題	1 新根岸地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書について
決定事項	
議事 1 議題 （1）新根岸地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書について ア 諮問 イ 環境影響評価方法書手続について事務局が説明した。 質疑 特になし ウ 環境影響評価方法書概要について事業者が説明した。 エ 質疑 【奥 会 長】 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいま御説明のありました内容について、御質問や御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか、挙手をお願いいたします。 藤井委員、どうぞ。 【藤井委員】 よろしく申し上げます。方法書の（6-3 ページ）表 6-3 の調査方法についていくつか質問させてください。 1 点目は、他の項目では、（調査方法について）より具体的に何日とか何時間とか記載があったので、動物の調査についてもう少し具体的に書くことが可能かどうか御検討いただきたいです。 2 点目は、無人撮影法と哺乳類（の調査）に（記載が）あるのですけれども、これは 4 季と書かれていて、1 回 1 回、（機器を）回収するのかどうか。季節によって掛けていて、（機器を）回収するの、付けっぱなしで、定期的に電池の入れ替えとか画像チェックをするような方法なのか。 3 点目は、哺乳類のトラップ法（についてです）。おそらく、シャーマントラップなどを仕掛けるのだと思うのですけれども、これについても、どれくらいのスパンで設置をして、チェックして回収するの、か。 まず哺乳類に関する 3 点についてお願いいたします。 【奥 会 長】 では、御回答をお願いいたします。 【事 業 者】 それでは、担当コンサルから話させていただきます。 動植物の調査時期についてもう少し詳しく書けるののかどうかについては検討させていただきます。 無人撮影法については、定期的に回収（なのか）と（御質問が）あったのですが、例えば各期の中で一定期間置きまして、それを回収すると	

いう形で考えております。

トラップ法については、例えば2日間なり3日間なり、各季の調査期間の中で最初に設置して調査終わりに回収するという形で計画しております。

【事 業 者】 調査期間なのですからけれども、現地ではおおよそ2日か3日程度を考えております。

【藤井委員】 通常トラップは生け捕りだと思うのですね。そもそも3日間で結果が出にくいというのが1つあると思いますし、設置して1週間など、結構長い期間置いているうちに罠が馴染んで捕獲できるということもあると思います。3日間置いて捕れるのかというのが1つと、あと設置して最後に回収するというのは、多分それは中（にいる哺乳類）が死んでしまうので、通常は1日1日早朝にチェックして確認する必要があると思うのですけれども、その点を御検討いただきたいと思います。

あと、おそらくこの場だとカヤネズミの可能性を一つ探っておかなければならないのではないかと考えていて、多分フィールドサイン法で球巣などを探したりもするのだと思うのですけれども、トラップを仕掛ける際に、おそらくネズミの種類によってベイト（餌）の種類も変わってくると思いますし、大きさも変わってくると思います。種類を挙げるという意味では、オーソドックスな方法でやるのだと思うのですけれども、カヤネズミに特化して誘引できるような方法も少し検討いただけたらどうかという提案になります。よろしくお願いします。

あと、鳥類の（調査）方法なのですからけれども、この夜間録音調査法も同じように2日間や3日間セットして、夜間ずっと記録されるのですか。

【事 業 者】 こちらは夜間ずっとです。

【藤井委員】 それを分析するということですか。

【事 業 者】 そうです。

【藤井委員】 わかりました。

あと、「猛禽類が確認された際に、有識者にヒアリングを行い」とあるのですけれども、有識者というのが地元で詳しい方なのか、猛禽類の生態に詳しい方なのかどちらを示しているのですか。

【事 業 者】 両方に詳しい方で、神奈川県の特門家の方を今考えております。

【藤井委員】 もし両方（に詳しい）ということであれば、通常は順序が逆だと思うのですよね。まず有識者にヒアリングをして、状況を把握してから調査に入るべきであって、前情報がない状況で入るのはあまり得策ではない。具体的に地元のことについて聞ける有識者がいるのであれば、先に聞いた方が良いでしょう。

【事 業 者】 分かりました。ありがとうございます。

【藤井委員】 その際の対応として、定点調査とあるのですけれども、既に（鳥類の）定点調査をもうここでは行う予定をされていて、その定点（調査）位置を見させてもらったのですけれども、その3地点が猛禽類を把握するには、結構良い地点に3地点落とされているので、十分これが把握できると思うのです。そこに更にまた定点調査をやるのかということのも少し疑問に感じたのですけれども、これについては日数を増やすとかそういう話になりますか。

- 【事 業 者】 今のところでは1回あたり3日程度というところで3定点というところで計画しております。
- 【藤井委員】 効率良いやり方を検討していただければ良いと思います。定点調査をやっている上で、更にもう1回定点調査をやるというのではなく、何かしら（検討をしていただければと思います）。猛禽類への対応と言うとほぼ定点調査だと思うのですよね。あとは任意観察法というのが、おそらくそういう森林の巣探しという話になってくると思うのですけれども、その辺は（調査）項目がかぶると思ったので、御質問させていただきました。以上になります。
- 【事 業 者】 先ほどの任意観察法と定点観察法の話なのですが、鳥類全般として任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法を行いまして、猛禽類に特化して定点観察法を行うと。それぞれの情報は相互補完するという形でやっていけば、より効率的になると考えております。
- 【藤井委員】 任意観察法も調査のラインセンサスのルート図を見ると結構網羅できるようなラインだと思うのですよね。その上で、更に任意観察法でまた歩くのかなという気もしたのですけれども、おそらく、市街地も含めて（ということですか）。
- 【事 業 者】 そうですね。補完するという意味合いが強いかと思います。
- 【藤井委員】 墓地があったり、立入制限区域があったり様々な大変なこともあると思うのですけれど、たくさん調査をやっていただけるのは大変ありがたいのでよろしくお願いします。
- 【奥 会 長】 ありがとうございます。よろしいですか、藤井委員。
- 【藤井委員】 ありがとうございます、以上です。
- 【奥 会 長】 ありがとうございます。では、酒井委員お願いします。
- 【酒井委員】 よろしく願いいたします。
- 生物・生態系、緑地、それから、私は生物の専門なのだけれども、聞いていると水循環、触れ合い（活動の場）のところは、予測方法のところに「定性的に予測する」という文言が並んでいて、その意味を確認させてください。
- 生物・生態系で言えば、調査項目自体は具体的で、種名が挙がったり、観察頻度が挙がったり、個体数が場合によっては挙がったりするような定量的なものかと思うのだけれども、それが予測方法では、「定性的に予測する」となっていて、評価が定性的になるというのはまだ理解できるのだけれども、予測方法のところであえて定性的と書く意味を教えてください。
- 【奥 会 長】 はい、どうぞ。
- 【事 業 者】 一部は例えば、数字を用いての予測、評価の表現になると思うのですが、どうしても影響要因なり、保全対象という部分が、定量的に判断し過ぎますと本質を外れる可能性もあるというところなので、あくまでもその保全対象にどういった影響を及ぼすか、それがどういったバランスで及ぼすのかどうか、そういった部分をしっかり見たいという観点から定性的と書かせていただきました。
- 【酒井委員】 それは評価ですよ。
- 【事 業 者】 そうですね。
- 【酒井委員】 調査をする内容というのは、定量的な調査をやって、それをどういう

ふうに解釈するのかということとはさておき、調査結果を淡々と客観的に報告するところが予測なのではないですかね。他の項目を見るとそこは今言ったような論理で作文されているというのが確認できるので、少し生物環境のところがアンバランスだと思いました。例えば、振動であれば、伝播（理論）式による予測をすると書いてあります。だから、予測方法の書きぶりが違うというか、予測方法というところで何を書くかというのが項目によって違うのではないかというのは、気がついたところですよ。

だから、後ろの客観的な記述に照らし合わせて生物・生態系を改めて見ると、ここは何かファジーになっている。あまりしっかりとやらない、精度を落とすというようにも読めて、釈然としないというところですよ。統一感を持って書物を作成して欲しいというか、事業に当たってほしいということです。

【事業者】 予測、評価にあたっては、その趣旨を十分酌み取りたいところなのですが、まず大気、騒音、振動については評価の比較をするもの、比較対象なり、評価するものが、数値としてはっきり決まっているものである。一方、生物・生態系、あと景観、触れ合い活動の場に対しては、例えば、生息域の何%が減るとか、あとは種がどれくらい減るとかそういう部分の評価ではないというところもあります。

【酒井委員】 それをやるのではないですか。例えば、希少なものにはこういう植物がいて、全体でこのくらいあった個体群が、そのうちのどれくらいが消失しますと、そういうことをするのがアセスではないのですか。

【事業者】 ただ、生息域の変化そのものが、個体数の変化とは連動しないというところもあると思います。そういった部分では数字の1人歩きを、私自身も危険だと思っているところもあります。そういった部分では数字で表現できるところの予測は表現しますが、基本、中心はどういった形で影響を及ぼすかというところを把握するという部分が予測になります。

【酒井委員】 把握の仕方というのは数値でやるしかないのではないのでしょうか。それなのに数値は分からないのだけれども、評価はできる、影響の程度は言えるみたいなものというのは変ではないですか。

例えば（消失する面積が）32%とかそんな具体的なことは言いたくないとか言えないとかいうのは分かりますけれども、それは精度などの話であって、それを例えば30%と言う代わりにやや影響があるとか、影響はないとかいうような言葉に言い換えるというのは、それは定性的な評価とは言わないです。定量的な評価をただ言葉で言い換えているだけの話ですよ。

【奥会長】 酒井委員の御指摘も理解できる場所ではあります。おそらく、準備書段階で調査、予測、評価の結果として示される内容を見てそれで十分なのかどうかというところで、改めて議論もするというところになるかと思いますが、定性的な評価という表現に引っかかるというところは、非常に理解できる場所ではあります。

【酒井委員】 調査しないということを最初から含みを持たせているかのように聞こえます。とりあえず調査をやってその影響はありませんと、どういう根拠なのかよく分からないのに、影響ありませんと書いてくるというような、そういう穿った伏線を張っているようにも見え、誠意を感じません。

【奥会長】	分かりました。調査結果が示された段階で、もし仮に本当に根拠が不明確な定性的な表現のみでの結論になっていた場合には、それが不十分であれば、そのような指摘をこちらからまたするということになるのかなと思います。
【酒井委員】	でも方法書のところで認めたら、それで良いと言っていることになってしまうので、結果を見てもう1回方法書に戻れというようには言いにくいですね。だから結果を見てもう1回本当におかしいかどうかその判断をしてくれと事業者がおっしゃるのだったら、問題があるならもう1回やり直すと言ってくださるのであればそれでも良いです。
【奥会長】	事業者の方、何かありますか。
【事業者】	すみません、私も認識の違いがあったと思います。例えば重要種があったとして、ある植生があったとして、何 ha のうち何 ha が減る、また重要な種の生息域のうち何地点のうち何地点が消失するとか、あと生育環境の影響を受けるとか、そういった部分の表現は予測の中でしっかり表現させていただきます。
【酒井委員】	だから数値的にやるということですよ。予測は定量的にやる（ということですよ）。
【事業者】	そういった面では数値的にやっていきます。
【酒井委員】	だから誤解を招くので、記載の方法を見直していただけますか。予測方法として書いてあるところの文言を。
【奥会長】	意味するところを正確に記述してくださいということだと思いますので、今方法書自体は出来上がっているんで、また次回以降、補足説明をしていただくということでいかがでしょうか。定量的にしっかりできる部分はやっていかれるという確約をいただきましたので、その詳細の今想定されている中身を補足資料でやっていただきましょう。
【酒井委員】	そうですね、次回以降の書物でその訂正を踏まえたことがベースになってその話が理解できるように、しっかりと証拠を残していただくということで、よろしくお願いします。
【奥会長】	酒井委員、他はございますか。
【酒井委員】	大丈夫です。
【奥会長】	大丈夫ですか。ありがとうございました。 それでは、横田委員、藤倉委員、田中修三委員の順番でお願いいたします。
【横田委員】	ありがとうございます、よろしくお願いいたします。 私からは3点なのですが、1つ目が事業計画、2つ目が緑地、3つ目が景観です。 1つ目の事業計画ですが、（方法書の）2-18ページを御覧いただければと思います。風致地区の緩和に関する記載があって、「第3種（風致地区）から第4種（風致地区）への変更や廃止を含め検討しています」ということなのですが、検討の度合いによって、おそらく用途地域のあり方であるとか、造成計画のあり方というのが変わってくるのではないかと感じたのです。今回都市計画審議会で検討しますというようなことが書かれておりますけれども、それを踏まえて造成計画などが具体化したものを環境影響評価する必要があるのではないかと思いますので、その点について教えてください。

- 【奥会長】 お答えをお願いします。
- 【事業者】 今回のこの環境影響評価の対象というのは、我々は造成工事だというように捉えております。今、委員が御質問いただいた地域地区、風致（地区）も含めての見直しというものの方向性というのは、現在検討中でございます。造成計画とその後土地利用についてというところについては、我々はその後の土地利用は別事業だと捉えておりますので、何らリンクするものではないかというように考えております。
- 【横田委員】 用途地域は理解するのですけれども、造成計画の盛土、切土の範囲というのは、環境に影響を大きく与えると思います。内部の切土、盛土のゾーニングというのが、今回図として出ているのでしょうか。
- 【事業者】 切土、盛土の関係につきましては、予測、評価の前提となる条件となりますので、準備書の段階ではお示しできるかというように考えてございます。
- 【横田委員】 それを方法書の段階で出せないというのはなぜですか。
- 【事業者】 今時点で検討しているところでございますので、検討のモデルというものであればお示しできるかと思いますが、それにつきましても様々な関係者がおりますので、今時点でお示しできるモデル図が方法書の段階ではないということで御理解いただけないかと思っております。
- 【横田委員】 通常、土地区画整理事業という中で、一番重要なのは宅盤の範囲であるとか、あるいは残される地盤面（です）。そういったものの中で緑地の連続性であるとか、あるいは水の浸透範囲であるとか、そういったようなものが事前の情報として確度が高まってくると思うのです。それが無い状態で予測、評価の適切な（検討）、例えばルート選定であるとか地点の検討というのができるのかどうかというところが少し疑問に思うところです。ですので、もし検討中ということであっても、ある程度の変動の可能性はあれ、熟度も示しながら、造成計画の見通しをお出しいただきたいと思います。それは可能なのでしょうか。
- 【事業者】 調査地点の設定などに関しては、内部に関しては1地点のみでの設定となっておりまして、また、造成計画につきましては、まさに本当に今検討しているところでございますので、いずれかの段階においてはお示しすることは可能かと、このようには考えておりますが、現時点、今時点ではお示しすることができないというところでございます。
- 【横田委員】 そうしたら、先に3つ目の景観の質問をさせていただきます。今回、景観の評価は重要だと考えておまして、これはやはり根岸の立地の特性だと思いますけれども、今現在景観として調査地点を設定していただいている地点は、事業範囲の外側からの景観が中心だと思うのです。そうしたときに、内部の景観というものをきちんと地点設定していただきたいというように思っておりまして、内部から見渡す、見下ろす、そういった景観がこの地域の非常に代表的な景観ではないかと感じているのです。それが、造成計画がないままに、内部の景観の調査地点の検討というのが難しいのではないかとということで1つ目（の事業計画について）をお伺いしたのですけれども、この景観の調査地点の内部の検討がされていないというのはなぜですか。
- 【事業者】 将来土地利用されたときに、外から見たとき、特に高台にございますので、将来の建築物による圧迫感とか、そういったものを考えておりま

す。ですので、中からの景観、ランドスケープというよりは、外からの見た目というところを評価の対象として重視したというところでございます。

【横田委員】 この地域の景観的な特徴というのは、段丘面のその上部を地形に即して土地利用してきたところに優れた景観特性があるわけで、外から見ることも重要ではなく、この敷地内でどのように景観が広がるかという点が非常に重要で、そして先ほど用途地域の検討がされないまま高さが検討されていないですし、それから地盤面の検討はされていない状態で、内部の景観の評価ができないのではないかと感じるのです。そういう意味でやはり内部景観の調査地点と内部の造成計画の検討状況をお示しいただきたいと思いました。

【奥会長】 事業者の方、今の御指摘（に対するお答えを）どうぞ。

【事業者】 方法書自体で内部の景観について地点が入っていないかというところで、我々は内部の景観について、何も検討していないわけではなく、（方法書の）巻末の添付資料1に、「米軍根岸住宅地区跡地 土地利用の方向性についての市民意見募集」の資料を添付してございます。この中の2枚目の住宅地等ゾーン（に記載しています）。これは旧来の土地利用計画のときも書いてございました。我々は今委員がお話しになったように、根岸の高台の特徴、キャラクターというのはしっかりと把握しているつもりでございます。そういった意味も踏まえて、住宅地等ゾーンでは、高台からの眺望を生かしというふうに記載させていただいております。ですので、調査地点そのものについては設定してございませぬけれども、こういったことを踏まえて土地利用の造成計画も検討しているところではございます。

【横田委員】 それは計画として理解するのですけれども、具体的にどのように変わるのかというのが環境影響として評価されるべきでありまして、それが今調査地点の位置図ですと非常に小縮尺で、周辺からの景観のみしか考慮されていないので、やはり大縮尺で内部の景観を検討していただきたいというように思います。

あと3つ目は緑地のところなのですけれども、緑地の予測方法、方法書の6-10ページ（表6-7）です。緑地の面積の変化の程度に関しては、先ほど3%を土地区画整理事業において、公園を作るというお話がありましたけれども、風致地区で緑地の確保をしなければいけないのと、各街区内で緑地の面積を検討しなければいけないと思いますので、そういった内部の緑地の面積の考え方は緑の繋がりをどう作るかを検討する上で非常に重要な観点になると思うのです。今回その内部の緑のネットワークに関する検討状況があまり示されていなかったのと、あと教えていただきたいのは、この（表6-7の予測方法に記載の）「環境適合性を把握する」ということの意味ですね。どのようにその環境適合性というのを把握しようとしているのか、これを教えてください。お願いします。

【奥会長】 お願いします。

【事業者】 環境適合性という部分に関しては、そこに残された、また植栽する樹種がそこに在来しているものなのか、また潜在植生に該当するものか、そういった部分を含めて、そこに適した緑化になるのかどうかそういったものを検討しようと考えております。

- 【横田委員】 内部の緑の繋がりに関してはいかがですか。
- 【事業者】 内部の緑の繋がりについては、1つ緑の連続性というところになるかと思いますが、そこは施設の設置の必要性、そういった部分を踏まえまして、連続性について、回廊ネットワークについて検討してまいりたいと思います。
- 【横田委員】 その検討においても、やはり造成の影響が非常に大きいと思うのですが、造成の影響を踏まえて検討していただくことが重要だと思うのですが、それをやはり予測の条件としてお示しいただきたいというように思いました。
- もし今すぐに検討が難しければ、また、追って、可能性を検討した結果をお示しいただければと思います。
- 【奥会長】 ありがとうございます。
- 調査、予測、評価の前提となる造成計画が明らかにならない、なっていない段階で、適切なアセスができるのかということだと思いますので、いずれかの段階で造成計画の詳細が出てくるだろうというようなお話がありましたが、本来今の段階でそれをお示しいただかないと今後のアセスがしっかりできないという話だと思います。
- そこは持ち帰っていただいて、事業者の方はお答えをまた次回以降しっかり準備いただくようお願いいたします。
- 横田委員よろしいですか。
- 【横田委員】 ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。
- では、藤倉委員。その後田中修三委員、上野委員の順番でお願いします。
- 【藤倉委員】 御説明ありがとうございました。
- 廃棄物・建設発生土なのですが、今日の御説明と方法書では環境影響評価項目に選定されていないのですが、選定されていない理由は方法書 5-4 ページにあります。一言で言うと、「法律、関係法令でしっかりとやりますから、アセスしません」というように書かれているのですが、法令を遵守するのは当たり前の話で、法令を遵守する以上に、なぜアセスの項目になり得るのかというところをどのように御認識されているのか、まず認識をお伺いしたいと思います。
- 【奥会長】 お願いします。
- 【事業者】 法令に基づきますので、認識としては、我々は市施行で市の工事でやりますから、市のルール以上のことはできないかと考えています。
- 【藤倉委員】 いや、そうではなくて、法律に則るのは当たり前で、それ以上になぜ環境アセスメントに廃棄物・建設発生土という項目があると思うのですか、ということをお尋ねしたかったのですが、あまりしっかりと御認識されていないようです。私から少し申し上げれば、単なる適正処理ではなくて発生抑制や再資源化を事業者としてどうするかということを公開して、その誓約を守るというところに、住民に対する説明責任もありますし、環境負荷を総合的に下げるというベストプラクティスを追求することにもアセスメントの意義があると考えられるのですが、そうお考えではないようですので、いかがなものかと思います。
- 廃棄物・建設発生土については、国の残置物の産業廃棄物も出るよう

ですし、それから切土、盛土がありますね。そもそも施工計画がまだできないという発言もあったようですけれども、廃棄物、建設発生土が場外に出るということそのものが環境負荷になり得るものですから、これは項目の選定として検討していただくべきではないかと私は思っています。

まずそれを意見として申し上げた上で、市長意見に対する見解なのですけれど、今日のスライドの 15 ページになります。こちらで「(建設発生土の) 再利用の配慮内容については、表 4-4 の配慮事項(18)に示します」となっています。その配慮事項(18)というのが、方法書の 4-5 ページにあります。方法書(4-5 ページ)の表 4-4 の(配慮事項)(18)というところにあるのですけれど、「原則として場内再利用するように、施工計画を検討してください。」という市長意見(に対して)なのですが、「場内利用を原則としますが、やむを得ず」というふうに、非常に一般論が書いてあって、具体的にどう施工計画を検討するかというのがやはり書かれていないのですね。

ですから、本来環境アセスメントとしては、産業廃棄物の発生量を予測し、建設発生土については切土と盛土の量を予測し、本当に場内で再利用ができるのか、できないとしたらなぜできないのか、搬出するとしたら、どのようにどこに搬出するのかということを、環境保全目標を立てて環境保全措置として明記するべきではないかと思えますし、この市長意見に対する答えにしっかりになっていなかったのではないかということ指摘させていただきます。

ひとまず以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

藤倉委員、方法書の 5-4 ページの(表 5-4 にある)廃棄物・建設発生土のところで、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土の工事中のところですが、いずれも非選定になっています。この産業廃棄物と建設発生土はしっかり押さえていただく必要があると私も思うのですが、一般廃棄物はどうですか。

【藤倉委員】 廃棄物というのであれば、一緒にやってはどうかと個人的には思います。少ないというだけの根拠があるのであれば、むしろ予測をして少ないことを示した方が良いのではないかと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。私も全く同感で、この廃棄物・建設発生土の部分だけではなくて、他にも土壤汚染も地域交通も、それから文化財のところもそうですかね。「法令に基づいて対応していくので、市がやる工事なので、市が施行者なので、環境影響は低減される又は回避されるので、環境影響評価項目としては選定しません」という理由が書かれていますが、それは選定しない理由になりません。具体的になぜ環境影響がないと言えるのかということが示されないと、これを非選定にする理由にはなりませんので、そこは改めてしっかり御検討いただきたいと思います。

では、田中修三委員、上野委員、それから山口委員の順番でお願いいたします。

【田中修三委員】 私からは、湧水・地下水とそれから土壤汚染に関していくつか質問させていただきます。

土壤汚染の話も今出ましたので、土壤汚染から先にお伺いしたいと思

います。今指摘されたように、土壤汚染も、土壤汚染対策法や市の条例等に従って対応するので周辺環境への影響は低減・回避されるという理由で、評価項目にしないということになっているのですが、それは今話がいくつか出たようなことで、私も説得力はないという気はいたします。

聞きたいのは、この土壤汚染で形質変更時要届出区域がございますね。方法書でいうと、3-111 ページと 3-112 ページです。ここに、形質変更時要届出区域が表 3-83 に土壤汚染対策法、下（表 3-84）に条例に基づくものが示されています。この土壤汚染対策法の（表 3-83 の）中で指-215 ですね。これがその表の下に注釈によれば、「実施区域においては、指-215 のうち、鉛とふっ素が（指定に係る特定）有害物質となっている」ということでございますが、この指-215 というのは次のページ（3-112 ページ）の図 3-42 に指-215 が 2 つありますが、下の指-215 の部分が鉛とふっ素の汚染が確認されているということでしょうか。

【事 業 者】

そうです。

【田中修三委員】

それで、同じく方法書の（巻末）添付資料 4 の 5 ページから 11 ページまでに土壤汚染のデータも出ているのですが、残念ながらこの今回対象となる実施区域内の汚染状況については、データが全然ないのです。（巻末）添付資料 4 の 6 ページのこの図で、今回、実施区域内にあるのはこの G 地区という地区になるのですか。

【事 業 者】

G 地区です。

【田中修三委員】

G 地区ですね。ここが実施区域内になるわけですね。

【事 業 者】

はい。

【田中修三委員】

事業実施区域に。

【事 業 者】

そうですね。

【田中修三委員】

ここがさっき言った鉛とふっ素の汚染（がある土地）ということでしょうか。

【事 業 者】

そうです。

【田中修三委員】

その深度方向の汚染状況が、A 地区と B 地区はこの方法書の巻末添付資料に出ているのだけれど、この肝心の G 地区は出ていないのです。これはぜひ出していただきたいです。というのは、A 地区と B 地区を見ますと鉛の汚染、ふっ素の汚染は大体表層なのです。従ってここを、工事の内容にもよりますが、表層の工事だということもどこかに記載がありましたけれども、まさに鉛の汚染の深度によっては、汚染土壌を切ったり運搬したりということもありえますので、ここはしっかりとまずはデータを示していただきたいと思います。

工事内容との関係をそこで明らかにした上で、環境影響評価項目として選定しなくても良いというような説明ができれば良いのですけれども、今の状態では要するに「法令に従うので評価項目としては選定しません」となっているだけです。ここはしっかりと（説明いただきたい）。特にここは形質変更時要届出区域になっていますので、今回土地区画整理事業で形質変更することになるわけですね。ここは実施区域内になっていますので、形質変更の届出は横浜市がするというのでしょうか。

【事 業 者】

まず、G 地区の表がないというのは失礼いたしました。これは次回添

付させていただこうかと思います。

市施行の工事になりますので、土壤汚染対策法第 12 条の届出（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）をするのが事業者になるのか横浜市になるのかというところは、その後の検討になるかと思いますが、いずれにしても、形質変更時要届出区域における土地の形質変更の届出書を提出し、飛散、拡散しない方法というのをその所管に確認していただき、我々は飛散、拡散しない方法をしっかりと検討し、それを記載して届出をする、といったところでございます。

【田中修三委員】 そうなりますよね。形質変更の届出をする際に、その変更の内容をしっかりと入れなければいけませんので、いずれにしてもここはアセスに近いことをやらなければいけないわけです。ぜひここは、本来はやはり形質変更時要届出区域ですので、元々土壤汚染があることが分かっているところですので、これを評価項目に入れないのはどうかと思います。仮に入れないとするならば、それは相当な説得力のある説明をしていただく必要があると思います。これが土壤汚染に関してです。それから、次に移って良いでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【田中修三委員】 次は、湧水と地下水に関することなのですが、湧水については今日説明がございました。スライドの 35 枚目です。ここに 2 箇所の湧水の調査地点、G-1 と G-2 というのがございますが、これは実施区域から結構離れているのですが、特に G-1 はそうですけれども、ここを選ばれた理由は何でしょうか。

【事業者】 この周辺にある湧水として、我々が把握している場所の 2 件でございます。

【田中修三委員】 実際に湧水箇所があるということで、別の言い方をすると、この周辺、もっと近いところで湧水として明らかになっているところはないのでしょうか。

【事業者】 インターネット上に一般に公表されているものでそういった記載があるところがございますが、我々はそれがなぜそのような登録がされているかというところは承知しているところではございませんので、しっかりと湧水として公表されている場所を選んでいるというところでございます。

【田中修三委員】 今回の区画整理事業の影響を見るには、G-1 は特に離れすぎているという印象を持つのですけれども、もう少しその湧水に対する影響を見るのであれば周辺の湧水を調査、評価すべきだと思います。同時に、やはりある程度の地下水流、地下水の流れも確認して、どの方向に影響が出るかということはある程度想定できますので、その方向にある湧水箇所を調査するとか、評価するとか、もう少し検討していただけないでしょうか。

【事業者】 先ほど委員から御指摘のあった土壤汚染対策法（の形質変更時要届出区域）でも、今回（実施区域の）エリアから外しているところが、土壤汚染対策法の手続の中で地下水の流れというのをある程度確認はしているかと思います。一般には谷沿いに流れると思いますので、これの G-1 と G-2 でいけば、評価は G-2 でなされるかと、このように考えているところでもございます。

【田中修三委員】	地下水流はこれ（スライド 35 の図）でいくと上（北）から下（南）に流れているということですか。
【事 業 者】	そうですね。地形的には G-2 がそのまま地形なりに下がっていくところでございます。
【田中修三委員】	G-2 も実際に湧水として現在あるわけですね。
【事 業 者】	そうです。
【田中修三委員】	湧き出ているわけですね。
【事 業 者】	はい。
【田中修三委員】	G-2 の方は、私は良いと思うのですが、G-1 がどうしてここを選んだのかと思って質問しました。もっと影響の出やすい箇所、チェックすべき点があるのではないかと考えて質問しましたが、もし今後の調査によって、もっと周辺で見られるところがあれば、ぜひそこを入れていただきたいと思います。
【事 業 者】	分かりました、ありがとうございます。
【田中修三委員】	それと地下水位に関しては、今回評価項目としては選定しないということなのですが、方法書の 3-137 ページに災害応急用井戸の位置図があります。3-137 ページの図 3-60 です。（図 3-60 の）黒い点が災害応急用井戸なのですが、この周辺に災害応急用井戸がたくさんあるのです。この辺の一部のボーリング調査の結果だと、不圧地下水ではなくて被圧地下水ということで、今回の工事は表層の工事なので、被圧地下水までは影響を及ぼさないという論拠で地下水位については評価項目から外してあるのですが、同じくそのボーリング調査の結果で、少し場所が離れていますが、巻末の添付資料の 1 つだと思いますが、「2 ボーリング柱状図および位置図資料」に）根岸住宅地区隣接崖地崩落対策報告書という平成 11 年 5 月のものが入っており、その中にボーリング位置図が BK-1 と BK-2 というのがございます。そのボーリング柱状図を見ると、この辺の孔内水位は 1 m とか 2 m 程度なのです。したがって、これは不圧地下水だと思いますが、これはたまたま位置が相当北の方、今回の実施区域の上の方ですけれども、他にこの災害応急用井戸がたくさんございますが、その中でこういった不圧地下水を採取しているようなところはないということを確認されているのでしょうか。
【事 業 者】	他の災害応急用井戸で、不圧地下水を採取しているところがないということを確認しているかという質問でよろしいですか。
【田中修三委員】	はい。
【事 業 者】	災害応急用井戸は、基本的に不圧地下水を採取しているものだと承知しているところです。
【田中修三委員】	被圧地下水ではなくて不圧地下水を（採取しているということ）ですか。そうしたら表層の影響が出る可能性はございますね。
【事 業 者】	今、委員のお話にあった崩壊地のところは、この堀割川という計画地の西側を流れる人工の河川とほぼ同じような標高の部分の工事のボーリング調査結果となっております。ですので、実施区域より東にある災害応急用井戸との標高というのも、40 ないし 30m から 50m ぐらいの比高差があるぐらいの場所の違いがあります。つまり、台地の水と川沿いの水との違いというのが、ここで大きくあるのではないかと考えているところでございます。

【田中修三委員】	災害用井戸が不圧地下水から取水しているところが何箇所かあるのであれば、それに対する影響はないということをしっかりした根拠を持って示していただく必要があろうかと思います。その上で、地下水位は影響が少ないということで、非選定項目と結論付けることは可能だと思うのですが、若干やはりこの非選定とした理由付けが納得できるようなものではないというふうに感じました。私からは以上です。
【奥会長】	ありがとうございます。それでは上野委員、お願いいたします。
【上野委員】	ありがとうございます。 私からは、騒音・振動のところで質問させていただきたいです。工事中と存在・供用時の影響予測をするということで方法書の 6-20、6-21 ページ辺りに予測地点を示していただいています。この 6-21 ページの（図 6-6 現地調査地点（騒音・振動）の）予測地点というのが、工事用車両走行ルートが書き込まれて、それに対して地点が選定されておりまして、前のページ（6-20 ページ）を見ると、存在・供用時も同じ地点を予測地点とするということだと思えるのですが、その事業関係車両の走行ルートというのは、工事用車両の走行ルートと全く同一だと考えて良いのかということについて質問させてください。
【奥会長】	いかがでしょうか。
【事業者】	事業用車両と工事用車両の走行ルートが同じかという質問でよろしいですか。
【上野委員】	はい。
【事業者】	現地については、アクセスできる道というのが高台の台地の上は 2 箇所しかございません。そういう意味でいきますと、事業用車両と工事用車両のルートというのは同じになります。また、先ほどの堀割川という西側の河川に近いところというのは、入口はもう 1 箇所しかございませんので、事業用車両も工事用車両も一緒になるというところがございます。また、その道に至るところに関してもこのエリアはかなり狭い道もがございますので、そういった車両は、ある程度しっかりと幅員がある、バス等が走るところを主で走らせないといけないわけですから、同じような（ルート）というように考えております。
【上野委員】	分かりました。そうであれば、図 6-6 には赤矢印と青矢印で工事用車両走行ルートとだけ書かれていますけれども、ここに事業関係車両の走行ルートというのをも併記していただかないと、供用時の予測地点が適切かどうかという判断ができないかと思ひまして、質問させていただきました。以上になります。
【奥会長】	ありがとうございます。事業者の方、今の点よろしいでしょうか。はい、よろしいですね。こちらにつきましても、また次回以降、補足資料で示していただくということでお願いいたします。 山口委員、お待たせいたしました。お願いいたします。
【山口委員】	御説明ありがとうございます。 温室効果ガスに関連するところで、方法書の 6-1、6-2 ページのところになりますが、原単位について整理されるということと、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」の最新版を使用されるという点は良いと思っていますのですが、一方で、予測するのに稼働状況が影響するのですが、その記載がなかったの、加えていただいた方が良いかと

(思います)。(6-2 ページの表 6-2 の) 予測方法のところに「台数等を整理の上」というところがあるのですが、そこに「稼働状況等」を含めるかと思うのですが、その記載が、表 6-1 も「原単位の整理」だけになっていて、表 6-2 の方も「台数等」というところだけになっているので、記載いただいた方が良いかと思いました。稼働状況は、実際にはどういうふうに予測されるのかということも併せてお伺いしたいところです。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事業者】 まず、稼働状況を見込むという話なのですが、こちらの「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」で見込める状況であればしっかり見込みたいと思います。当然工事においては、当然過負荷とかそういう部分を行うべきではないということなので、通常の負荷の状況というところを前提とした上で、稼働状況を設定して反映させていきたいと考えます。そういうことですので、ここには稼働状況という言葉を追加させていただきたいと思います。

【山口委員】 分かりました。よろしく願いいたします。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

他にございますか。

それでは、他に御質問等がないようでしたら、事業者の方との質疑応答は以上とさせていただきます。

事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

オ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。

追加の御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

【事務局】 すみません、事務局でございます。

【奥会長】 お願いします。

【事務局】 方法書の段階の調査、予測に関して補足をさせていただければと思います。画面には御用意できていないのですが、技術指針におきましては、方法書の段階については調査と予測を対象に記載をしていくという構成になっております。準備書におきまして、目標を定めて、目標との対比によって今後評価をしていくという流れでございます。

今回御指摘いただいたお話の中に、予測の方法と評価の方法が、確かに関連性があるところではございますが、少し混ざった形で御審議いただいていたかと感じたところです。

調査をした上で、予測につきましては原則として定量的な方法で行うこととしておりますが、何らかの理由がある場合については、定性的でも構わないというような記載もあるところでございます。

このため、評価を定量的に行うか、定性的に行うかにつきましては、先々の準備書の段階になるのではないかと考えているところでございます。

また、今回御指摘いただいた内容が、確かに方法書の段階の調査、予測の前提条件としての、例えば造成計画ですとかその辺りの検討状況に

については記載があるべきだということですが、まだ具体的な事業計画ですとか、地域地区等、用途地域等の検討については今後も引き続き検討がなされるということですので。事業者に対しましては、いただいた御意見への対応として、方法書の段階で説明可能なのかどうか、準備書の段階となるのかどうかなども含めて、補足説明は今後求めているというように考えているところでございます。

よろしくお願いいたします。

【酒井委員】

少し良いですか。

【奥会長】

ただ今の御説明に対して、どうぞ、酒井委員。

【酒井委員】

すみません、私が様々な発言をしましたが、もしかしたら何か私の認識違いということはありませんか。

【事務局】

酒井委員から御意見いただいたのは、予測を定性的というところの表現についてどのように考えているのかということについての御指摘をいただいていたかと思います。その中で、どういった精度の予測をしているのかというところで、定量的なのか定性的なのかという御意見だったかと思いますので、今の記載ではその辺りが不明だということですので、事業者の方には補足説明を改めて求めていくべきかというようには考えているところでございます。

【酒井委員】

定性というのが精度が悪いということではなくて、定性と定量というのは全然違うことを言っているの、やっていることが定量的な調査なのに、予測のところでは定性的というのがおかしいとは思ったのですけれども、それは大丈夫ですか。

【事務局】

はい。

【酒井委員】

ありがとうございます。

【事務局】

そのため、酒井委員の御指摘のとおり、なぜ定性的というように表現したかということについては、しっかりと事業者として御説明いただくところかと思っております。

【酒井委員】

はい、ありがとうございます。

【奥会長】

他はいかがですか。どうぞ、横田委員。

【横田委員】

ありがとうございます。先ほどの都市計画決定、風致地区の変更であるとか用途地域の他の手順と、土地区画整理事業の手順ですけれども、どちらが先でないといけないというものがないにしても、やはり風致地区の変更が環境の保全を踏まえないまま行われていたらやはり問題だと思うのです。

したがって、そのために環境アセスメントをしているとしたら、やはり造成計画の検討において環境アセスメントの結果を踏まえたものを都市計画として検討していかないといけないのではないかと思います。

そのため、どちらが先かというよりは、きちんと議論されているのかということと、それから造成計画がそれに与える影響について、ここですできるだけ審議に入れるということをお願いしたいと思っています。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。

【奥会長】

そうですね。

造成計画を、今の方法書段階では出せないような回答が事業者の方からありましたけれども、今の検討状況とそれから遅くとも準備書段階で

はしっかり示していただきたいという強い要望はこの審査会から出した方が良いかと思います。

藤倉委員、どうぞ。

【藤倉委員】 アセス担当の事務局に伺いたいのですが、横浜市の都市計画部局は数多くアセスをやっているのに、今回の方法書のような「法律さえ守っていれば、アセスはやらない」というような態度というのは珍しいのではないかと思うのですが、事前に調整などがあったのでしょうか。それから、(選定する)項目の追加は、私は求めるべきだと思うのですが、アセス担当の事務局の方で、見込みがあれば教えていただきたいと思います。

【奥会長】 どうぞ、事務局。

【事務局】 ありがとうございます。

例えばの話、田中修三委員から御指摘がありました、土壤汚染対策の区域指定がされているところの措置につきましては、今回事業者の方も説明しておりましたが、法令の方で措置については適切に決まっているところがございます。そういったものは当然に行うというところもあるので、ことさらに予測の対象としなくても良いのではないかなという意見があるのは、事務局としても認識をしているところでございます。

ただし、例えば今回の場合ですと、その区域が造成の見込みがあるのかどうかですとか、そういったところが具体的に方法書の段階では示されていない中で、項目選定しないというところを説明されるのが妥当かどうかというところは、我々でも意見が分かれるところでございました。

その他の部分についても、法令でというような表現がございますけれども、正直申し上げましてケースバイケースな内容なのではないかと感じております。

今回の事業者の考え方としては、当然行うべき法令の義務については履行していくというところをもって、項目選定しない理由とさせていただきたいというような事前の相談がございましたところなんです。回答になっていないかもしれませんが、そのような状況でございます。

【奥会長】 藤倉委員、よろしいですか。そういう事業者の説明を事務局としても、今の段階でとりあえずはよしとしたということですよ。

【事務局】 形式上の話になってしまいますが、我々も助言をする立場でございます。図書の提出につきましては事業者の責任において行っているところでございます。

【奥会長】 ありがとうございます。そうは言っても、本日御指摘がありましたように、法令遵守するのは当たり前のことです。「法令遵守しているから大丈夫です。市施行の事業だから大丈夫です。」では説得力を欠きますし、それで環境影響が回避される、低減されるなどは、どの程度の環境影響がそもそもあって、それがどの程度低減されるのかというところがやはり定量的にそれなりに示されないと説得力を欠きます。いずれにしても非選定の理由として、廃棄物・建設発生土、それから今日御指摘のあった地下水の水質、土壤汚染、あと私が思うのは、地域交通と文化財等のところについては、いずれもこの理由では納得できないというか説得力

を欠きますから、ここは改めて御検討いただくように、事業者の方に事務局からお伝えいただいて、選定するか、引き続き非選定とするのであればしっかりと根拠を示した上で御説明いただく必要があるということかと思います。それはお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。よろしいですか。田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 今、会長が地下水の水質とおっしゃいましたが、これは地下水の水質ではなくて、おそらく水循環の地下水位及び湧水の流量のところになるかと思います。水質と言うよりも水量、水位ですね。

【奥会長】 項目としては（どれでしょうか）。

【田中修三委員】 水循環の中の地下水位及び湧水の流量。それで、湧水は項目（選定）になっているのですが、地下水位については項目にしないのであれば、まだその説明が足りない（と思います）。

【奥会長】 そうですね、地下水の水質のところも説明としてはむしろ足りないかとも思います。

【田中修三委員】 そうですか。

【奥会長】 はい。それと田中修三委員からの御指摘があったのは水循環ですね。地下水位と湧水の流量のところですね。分かりました。そちらについても、改めて事業者の方に御説明いただくということでお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 よろしいでしょうか。

予定していた時間はもう既に大きく過ぎてしまいましたけれども、多々重要な御指摘いただきまして、どうもありがとうございました。

本件は、次回以降も審議を継続いたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日の審議内容については、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日も長い時間御審議いただき、ありがとうございました。

本日の審議については終了いたしましたので、YouTubeによるオンライン配信を終了いたします。

資	料	・新根岸地区土地区画整理事業	環境影響評価方法書について（諮問）
		事務局資料	
		・新根岸地区土地区画整理事業	環境影響評価方法書に係る手続について
		事務局資料	
		・新根岸地区土地区画整理事業	環境影響評価方法書の概要 事業者資料